

[事案 25-9] 契約者貸付利息免除請求

・平成 25 年 9 月 24 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人から、契約者貸付について返済の必要がない旨の説明を受けたとして、契約者貸付の利息全額の免除を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 9 月、契約者貸付を受けたが、その後、平成 15 年から平成 18 年にかけて「貸付金利息繰入のお知らせ」が数回到着したため、契約者貸付金の返済・利息等について、大学体育会の先輩でもある元募集人に問い合わせたところ、「返さなくてよい、放っておいたらよい」等といった回答を受けたため、それ以上問い合わせることはしなかった。しかしながら、平成 24 年 4 月、新しい募集人から指摘を受け、初めて契約者貸付金の利息が膨らんでいることに気が付いた。元募集人から「返さなくてよい、放っておいたらよい」等と言われたことを信用していたので、利息全額の返済を免除してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 元募集人に確認したところ、「契約者貸付の際には、契約者貸付について一般的な説明をしたと思う。『貸付金利息繰入のお知らせ』について照会があったかどうかは全く覚えがないが、照会があればその内容に従って答えるはずで、返済の申し出があれば返済先の口座を伝えるだけなので、『返さなくてよい』と答えるはずがない」とのことであった。
- (2) 契約者貸付後、当社より毎年発送している「貸付金利息繰入のお知らせ」には、その時点での貸付元金、貸付利息、貸付利率を明示しており、申立人はこれを確認している。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1) 申立人は、「借りたものは返さなければいけないと思っていた」が、「返さなくてよい」と元募集人から言われたので、「私の中では、返さなくてよい」と思ったと述べていることから、元募集人との間で契約者貸付金の返済を免除することを合意した旨を主張しているものと考えられる。しかしながら、元募集人は、契約者貸付金の返済を免除する権限を有していないことから、元募集人との間で、契約者貸付金の返済を免除する旨を合意したとしても、それによって申立人と保険会社との間に法的効力が生ずるわけではなく、申立人の契約者貸付金の返済が免除されることにはならない。
- (2) 申立人は、「貸付金利息繰入のお知らせ」が来た際、契約者貸付金の利息が付くか元募集人に確認したところ、「いや、大したことない」「放っておけ、相殺されるし大丈夫だ」

等と言われたので、契約者貸付金にはほとんど利息も付かず低利であるから、本契約の満期保険金と契約者貸付金の元金および利息が相殺されても、満期には、保険金が返ってくると思っていた旨述べている。たしかにこの発言からは、満期保険金と相殺すれば良いという趣旨と捉えることは可能であるが、借入金およびその利息と満期保険金との相殺が可能であるか否かは、借入金の金額および期間により異なるものであり、元募集人の発言は一般論として理解されるべきものであって、申立人の具体的事情を考慮したものとは判断できず、この発言をもって利息免除の根拠となるものではない。また、利息の返済を免除していないことは、毎年「貸付金利息繰入のお知らせ」が保険会社から申立人に対し送付されていることから明らかであり、相殺すれば良いという趣旨に捉えることは可能であるとしても、それを超えて利息の返済が免除されるということにはならない。